

医薬品等にかかる 各種申請手数料の納付方法について

令和8年4月1日

滋賀県薬業技術振興センター

目次

1. 来所での申請について

- I. キャッシュレス決済端末を利用する場合 . . . P.3
- II. しがネット受付サービスを利用する場合 . . . P.4
- III. ウェブ事前登録方式コンビニ決済を利用する場合 . . . P.5

2. オンライン提出による申請について

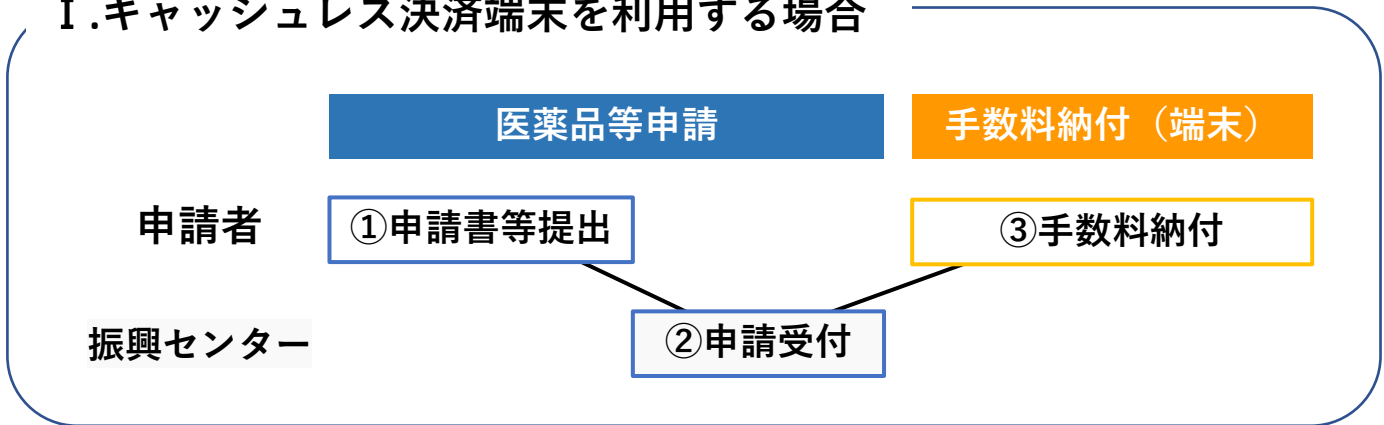
- I. しがネット受付サービスを利用する場合 . . . P.6

3. 郵送による申請について

- I. しがネット受付サービスを利用する場合 . . . P.7
- II. ウェブ事前登録方式コンビニ決済を利用する場合 . . . P.8
- しがネット受付サービスの留意点について . . . P.9
- ペイジーでの納付方法について . . . P.9

1. 来所による申請について

I. キャッシュレス決済端末を利用する場合



① 申請書等を提出

申請者、振興センター

② 申請受付

申請を受付し、受付票を交付します。

③ 手数料納付

キャッシュレス決済端末にて手数料を納付ください。

→→→申請完了



決済ブランド一覧 (R7.4.1時点)



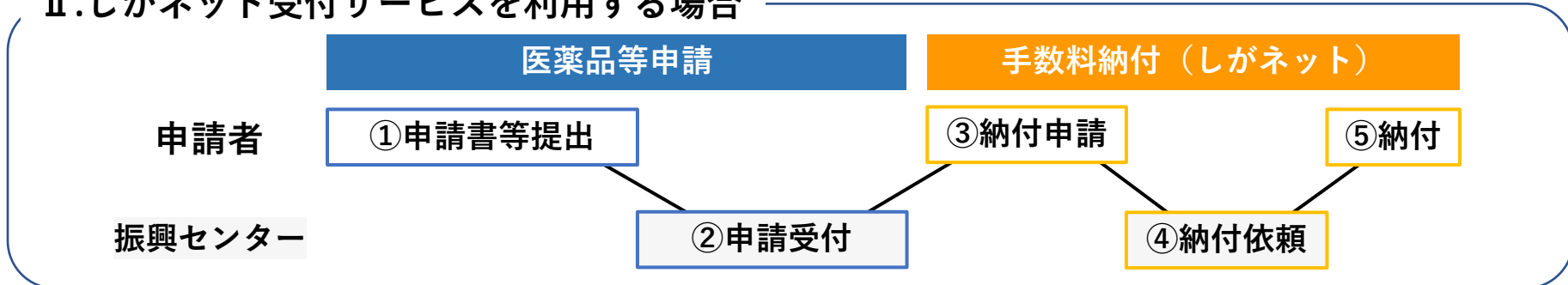
キャッシュレス決済端末(イメージ)

キャッシュレス決済端末の留意点

- ・ご利用可能な決済ブランドはページ右上の一覧のとおりです。
- ・納付時にお客様控えを交付します。(再交付はできませんので、紛失にはご注意ください。)クレジットカードをご利用の場合はレシートに加えてカード控えもお渡しします。
- ・1つの申請において、他の納付方法と併用や複数の決済ブランドの使用はできません。
- ・利用明細だけでなく、領収書が必要な場合はお申し出ください。なお、交付は後日となります。

1. 来所による申請について

Ⅱ.しがネット受付サービスを利用する場合



① 申請書等を提出

申請者、*振興センター*

② *申請受付*

申請を受付し、受付票を交付します。

③ しがネットで手数料納付申請

受付票に記載のシステム受付番号が必要です。

④ *手数料納付依頼*

納付申請を確認後、しがネットに登録いただいたメールアドレス宛てに納付依頼を行います。

⑤ ペイジーまたはクレジットカードで手数料納付

納付方法を選択し、納付手続きを行ってください。

→→→申請完了

申請書控えについて

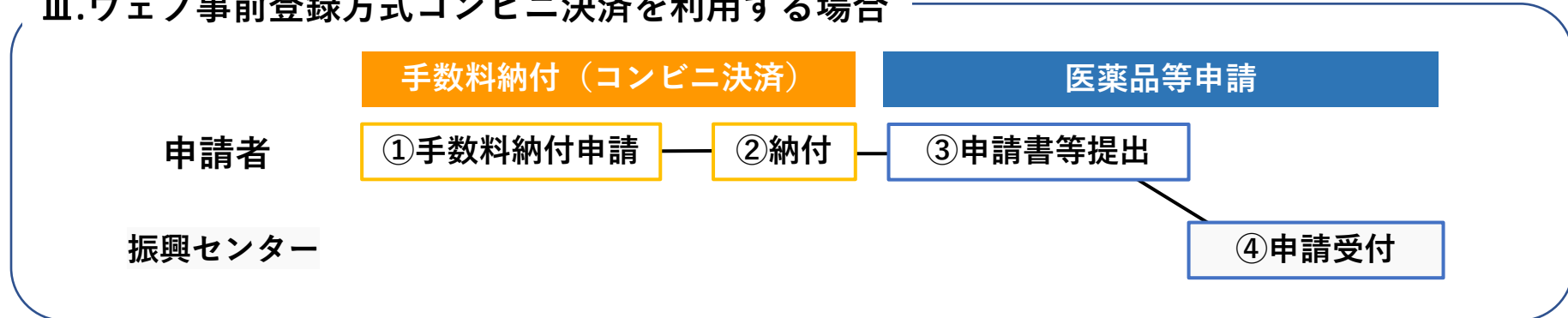
⑤の納付手続き完了後に受付印を押印し、許可証等の交付時に併せて返却いたします。

→お急ぎの場合は、取りに来ていただくか、①で申請書を提出時に返信用封筒を提出してください。

しがネットの留意点は8ページを参照ください

1. 来所による申請について

Ⅲ. ウェブ事前登録方式コンビニ決済を利用する場合



① 手数料納付の申請

申請者、*振興センター*

ウェブフォームで申請後、登録したメールアドレスに支払い用番号等が送付されます。

② コンビニで手数料納付

支払い用番号を用いて、コンビニにて現金で手数料を納付してください。

手数料納付後、登録したメールアドレスに申請用番号が送付されます。

③ 申請書等を提出

申請書鑑の備考欄に、②で発行された申請用番号を手書きで記載してください。

④ *申請受付*

手数料を納付済みであることを確認後、受付けます。

→→→申請完了

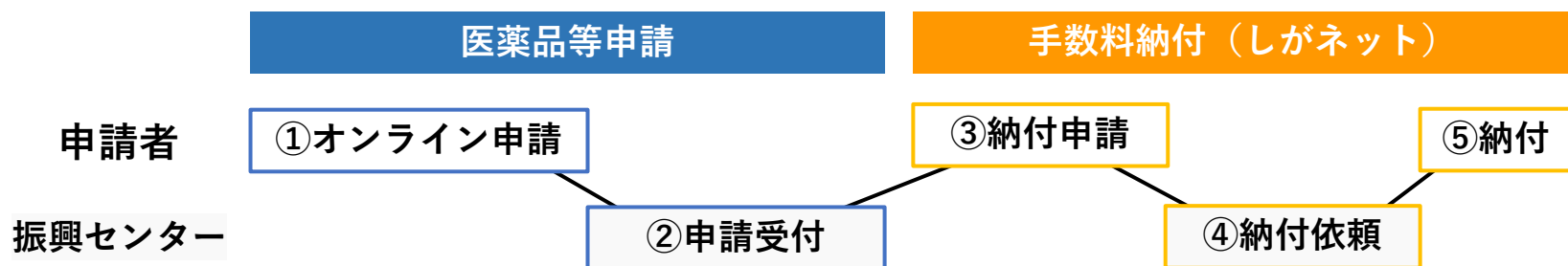
詳細は、滋賀県会計管理局のホームページ [【令和8年4月1日開始】ウェブ事前登録方式コンビニ決済について](#) をご確認ください。

基本的に、1つの申請の合計金額が30万円以上となる場合はご利用いただけません。

GMP適合性調査にかかる手数料は、基本料、品目加算、製造販売業者加算に分けてそれぞれ手続きを行ってください。この場合、それぞれの金額が30万円未満はご利用いただけます。

2. オンライン提出による申請について

I. しがネット受付サービスを利用する場合



① 申請書等をオンライン提出

申請者、*振興センター*

② *申請受付*

申請を受付し、受付票を交付します。

③ しがネットで手数料納付申請

受付票に記載のシステム受付番号が必要です。

④ *手数料納付依頼*

納付申請を確認後、しがネットに登録いただいたメールアドレス宛てに納付依頼を行います。

⑤ ペイジーまたはクレジットカードで手数料納付

納付方法を選択し、納付手続きを行ってください。

→→→申請完了

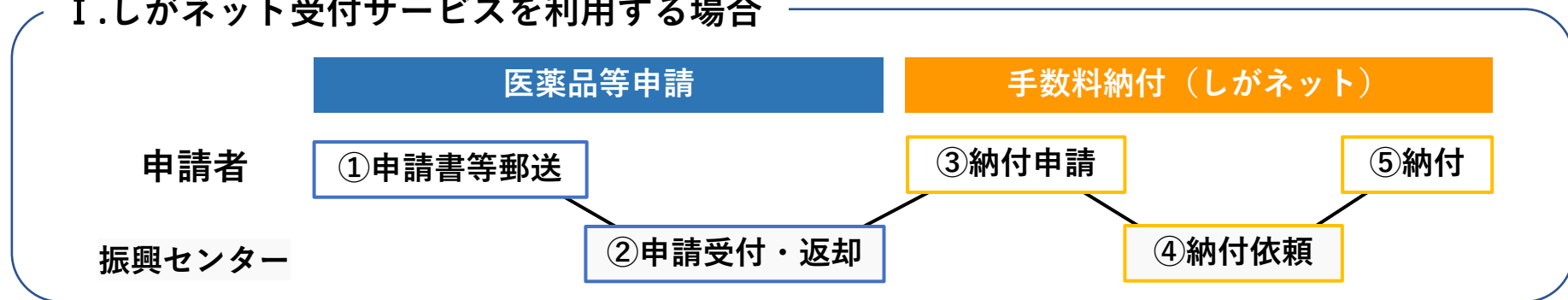
申請書の郵送について

収入証紙での手数料納付では、申請書の鑑に収入証紙を貼付いただいた上で、申請書を送付いただいておりますが、しがネット受付サービスで納付される場合、申請書の送付は不要です。

しがネットの留意点は8ページを参照ください

3. 郵送による申請について

I. しがネット受付サービスを利用する場合



① 申請書、添付資料、CD等を郵送

※受付票を返却するための返信用封筒を同封してください。

申請者、*振興センター*

② *申請受付*

申請を受付し、受付票とCDを返送します。

③ しがネットで手数料納付申請

受付票に記載のシステム受付番号が必要です。

④ *手数料納付依頼*

納付申請を確認後、しがネットに登録いただいたメールアドレス宛てに納付依頼を行います。

⑤ ペイジーまたはクレジットカードで手数料納付

納付方法を選択し、納付手続きを行ってください。

→→→申請完了

申請書控えについて

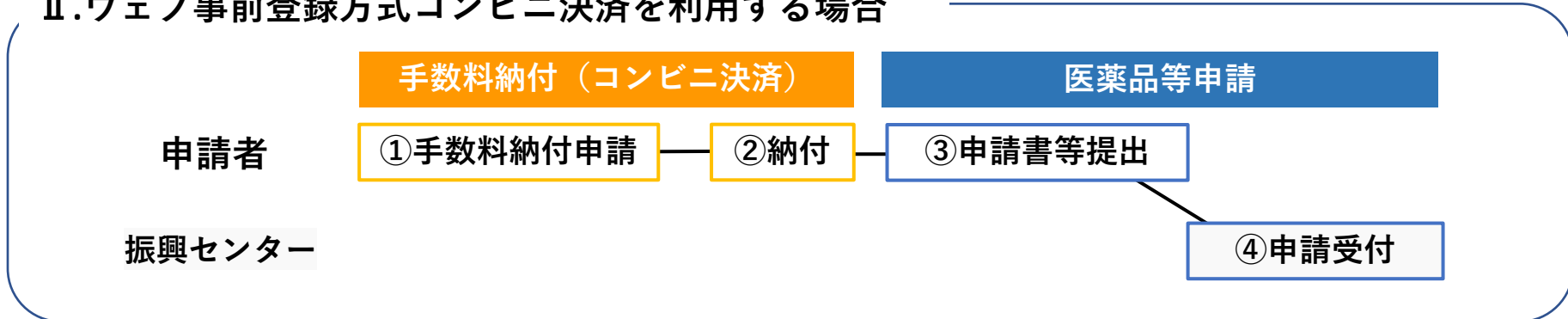
⑤の納付手続き完了後に受付印を押印し、許可証等の交付時に併せて返却いたします。

→お急ぎの場合は、取りに来ていただくか、①で申請書を提出時に返信用封筒を提出してください。

しがネットの留意点は8ページを参照ください

3. 郵送による申請について

Ⅱ.ウェブ事前登録方式コンビニ決済を利用する場合



① 手数料納付の申請

申請者、*振興センター*

ウェブフォームで申請後、登録したメールアドレスに支払い用番号等が送付されます。

② コンビニで手数料納付

支払い用番号を用いて、コンビニにて現金で手数料を納付してください。

手数料納付後、登録したメールアドレスに申請用番号が送付されます。

③ 申請書等を提出

申請書鑑の備考欄に、②で発行された申請用番号を手書きで記載してください。

④ *申請受付*

手数料を納付済みであることを確認後、受付けます。

→→→申請完了

詳細は、滋賀県会計管理局のホームページ【[令和8年4月1日開始](#)】[ウェブ事前登録方式コンビニ決済について](#)をご確認ください。

基本的に、1つの申請の合計金額が30万円以上となる場合はご利用いただけません。

GMP適合性調査にかかる手数料は、基本料、品目加算、製造販売業者加算に分けてそれぞれ手続きを行ってください。この場合、それぞれの金額が30万円未満はご利用いただけます。

しがネット受付サービスの留意点について

- ・医薬品等申請の受付後、手数料納付を確認した日を受付日といたします。
- ・利用明細だけでなく、領収書が必要な場合はお申し出ください。なお、交付は後日となります。
- ・しがネット(ペイジー、クレジットカード)での納付では、返金に時間がかかります。
内容に間違いや変更がないことをご確認のうえ、申請・納付してください。
- ・ペイジーの場合、手数料納付方法は下記3つのシステム全てにおいて対応している方法（ネットバンキング、ATM等）でのみご利用いただけますので、あらかじめご確認ください。

例) 滋賀銀行：インターネットバンキングのみ 関西みらい銀行：インターネットバンキングおよびATM

<ペイジー>

<https://www.pay-easy.jp/where/?tabs-1-2>

<ウェルネットマルチペイメントサービス>

<https://multiple-payment.biz/pages/financial-institution-list.html>

<電算システム>

https://www.econtext.jp/bank_list/list.html

ペイジーでの納付方法について

～しがネットで手数料納付申請後～

- ① 納付申請時に使用したメールアドレス宛に納付依頼のメールが届く。
メールの内容に誤りがないことを確認後、記載のURLから手続きに進む。
- ② 納付額を確認し、支払いに進む。
- ③ 支払い方法の選択画面にて、ペイジーを選択する。
- ④ 支払い情報の入力画面に、電話番号・メールアドレスを入力する。
- ⑤ 収納機関番号、お客様番号、確認番号等が表示されるため、内容を確認し、納付に進む。
- ⑥ インターネットバンキングもしくはATMで手数料を納付する。
納付の完了は自動で振興センターに通知される。

実際の表示画面については、[グラファー社のQ&A](#)を参照ください。